

第2編 警務 富山県警察の名誉師範に関する要綱の制定について

富山県警察の名誉師範に関する要綱の制定について（例規通達）

このたび、富山県警察の術科の指導職に関する訓令（昭和46年県警察本部訓令第9号）第10条に基づき、みだしの要綱を次のとおり制定したので、その運用について誤りのないようにされたい。

富山県警察の名誉師範に関する要綱

（目的）

第1 この要綱は、富山県警察の術科の指導職に関する訓令（昭和46年県警察本部訓令第9号。以下「訓令」という。）第10条に規定する名誉師範に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（選考基準）

第2 名誉師範は、訓令第2条の指導職としての前歴のある者であって、次の各号に該当する者のうちから選考委員会の議を経て、警察本部長（以下「本部長」という。）が決定する。

- (1) 柔道若しくは剣道7段以上の段位を有する者又は首席師範の職にあった者
- (2) 柔道又は剣道に関し、高い識見を有する者
- (3) 柔道又は剣道の普及・振興について特に功労のあった者

（選考委員会）

第3 第2の審議をするため、警察本部に、名誉師範選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員長及び委員をもって組織し、委員長には警務部長を、委員には次の各号に掲げる者をもってあてる。

- (1) 生活安全部長、地域部長、刑事部長、交通部長、警備部長、警察学校長及び教養課長
- (2) 本部長の指名する警察職員

3 委員会は、本部長の諮問に応じ、名誉師範の候補者の選考に関する事項その他必要な事項について調査審議するものとする。

（称号授与の上申）

第4 所属長は、名誉師範の選考基準に該当する者がいると認めるときは、次の各号に掲げる事項を具備した、名誉師範称号授与上申書（様式第1号）を委員会に提出するものとする。

- (1) 柔道又は剣道の普及・振興に寄与した業績の概要
- (2) 履歴書、身上及び勤務成績に関する書類の写し
- (3) その他参考となる事項

（称号の授与）

第5 名誉師範の称号の授与は、富山県警察柔道（剣道）名誉師範証（様式第2号）の交付をもって行うものとする。

（称号の喪失）

第6 名誉師範が、禁錮以上の刑に処せられたときは、その称号を失うものとする。

2 本部長は、名誉師範に非行その他ふさわしくない言動があると認めるときは、委員会の議を経て、その称号を失わせることができる。

（施行期日）

第2編 警務 富山県警察の名誉師範に関する要綱の制定について

第7 この要綱は、昭和47年1月17日から施行する。

様式第1号

文 書 番 号
年 月 日

富山県警察名誉師範選考委員会委員長 殿

所 属 長 名 印

名誉師範称号授与上申書

次の者を名誉師範の候補者として上申する。

被上申者の 本 籍 住 所 職 業 柔(剣)道段位 氏 名 年 齢	
柔(剣)道の普 及、振興に寄与 した業績の概要	
参 考 事 項	

様式第2号

富山県警察本部長 階級 氏 名 印	年 月 日	警察柔道(剣道)名誉師範の称号を贈ります。	あなた富山県警察の柔道(剣道)の指導および振興について特に功労がありましたので富山県	殿	富山県警察柔道(剣道)名誉師範証	第 号
-------------------	-------	-----------------------	--	---	------------------	-----